

## 県保連「労働保険料算定基礎賃金等の報告」の入力の仕方

### 1. 労災保険対象労働者及び賃金

#### (1) 常用労働者

- \* 保育園で賃金を受けて働いている労働者(臨時職員でも、雇用保険被保険者となる労働者はすべて常用労働者)の人員・支払賃金(総支給額)を入力
- \* 育児休業等で労働していない者でも、雇用保険料・その他社会保険料等を事業主が負担する場合は、人員・支払金額を入力する。

#### (2) 役員で労働者扱いの者(業務執行権を有する者の指示を受け労働に従事し、賃金を得ている者等)

- \* 理事長と同居の親族で、雇用保険には加入できないが、本人が理事を兼ねていない場合に入力する

#### (3) 雇用保険未加入者(雇用保険の被保険者とならない、週20時間未満契約等)

- \* 一日でも労働し、賃金を支払った者等の人員・支払賃金を入力

#### (4) 合計 \* (1)(2)(3)の合計

### 2. 雇用保険対象被保険者数及び賃金

#### (5) 被保険者(雇用保険の被保険者となる、週20時間以上契約の方)

- \* 雇用保険の資格取得をしている者(短時間雇用被保険者を含む)の人員・支払賃金
- \* 理事長と同居の親族は、雇用保険には加入できないので、(5)(6)には入力しない。

#### (6) 役員で被保険者の者(給与支払等の面からみて労働者の性格の強い者)

- \* 理事で職員としての身分をあわせ持ち、労働者の性格の強い者の人員・支払金額を入力する  
・例えば、雇われ園長等は、(5)に含まれるが、他の職員と区別するために、(6)に入力しても良い

#### (7) 合計 \* (5)(6)の合計

### ※ 1ヶ月平均被保険者数・・・4月から3月までの人員の合計(賞与は含まない)÷12 (切り捨て)

(ア) A・・・4月から3月まで(賞与を含む)の合計(円単位) \* D・・・Aの千円単位 (切り捨て)

(イ) B・C・・・4月から3月まで(賞与を含む)の合計(円単位) \* E・F・・・B・Cの千円単位 (切り捨て)

3. 事業の概要・・・ 9434: 保育所 9435: 認定こども園 9432: 左記以外(社会福祉又は介護事業)

4. 特掲事業・・・ 2. 該当しない

5. 新年度賃金見込額・・・ \* 1. 前年度と同額に○をする(新規加入は別)

6. 延納の申請・・・ 1. 一括納入 2. 分割(3回)のいずれか希望するものに○をする

(○印がない場合は、昨年と同様と判断します。)

7. 「予備欄」には入力しない

8. 「業種変更欄」には入力しない

9. 特別加入者の氏名

- \* 労災保険にて、事業主もしくは業務執行権があると認められ、労働者となれない者で特別加入の申請書を出し、受理された者の氏名を入力

10. 承認された基礎日額 \* すでに特別加入が認められている者は、氏名と一緒に入力

(昨年度の報告を参考にしてください)

11. 適応月数・・・ \* 途中加入・喪失等、状況に応じて月割りができる

12. 希望する基礎日額・・・ \* 希望にて基礎日額を入力。

\* 申告済概算保険料・・・ R3 年度概算保険料合計(第1期納入通知書に記載)

\* わからない場合は県保連で入力しますので空白で結構です

\* 事業主(理事長)氏名・作成者氏名を入力のこと(印鑑は不要です)

\* 特別加入者は9欄以外には計上しないでください。